

令和4年1月20日

埼玉県市町村長
各位

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク
代表幹事 田中 寿夫
☎04-2935-4532 FAX04-2999-5256

アンケート調査への協力をお願い

前 略 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴殿におかれましては、ご多忙のことと拝察しますが、この度、当会さいたま市居住の会員から「自治会（町内会）から消防団に対する寄付行為（協力金などの名目）」について法的に問題があるのではないかというご指摘をいただきました。

当会がこの件に関して調査したところ、全国各地でこの問題が発生しており、行政訴訟が起きていたことも判明しました。

その中で、平成22年3月24日には、横浜地方裁判所において、平成20年（行ウ）第95号 消防団員活動奨励費支出違法請求事件（よこはま市民オンブズマンが提訴）に対して、以下の判決が下されました。

「地方自治法204条の2は 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを第203条1項の職員及び前条1項の職員に支給することができないと規定している。（中略）条例に基づかず給与その他の給付を支給するものといわざるを得ず、地方自治法203条1項の趣旨に沿うものであるとしても、同法204条に違反するか、同条の規定を潜脱する脱法行為と評価され得るものといえる。」という内容です。

本判決に対して、原告及び被告からの控訴請求はなく、判決は確定しております。

また、唐津市は、平成26年5月14日、平成22年3月24日横浜地裁判決を受け、「消防団が、本来業務のほか本来業務との関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄付金を受領することは違法となる余地があるとの判示を踏まえて、今後の方針として、消防団は消防協力金（寄付金）を受領しないこととします。従いまして、消防団員が消防協力金（寄付金）を募ることもいたしません。」と回答しています。（唐津市公式ホームページ、2015年5月14日から引用）

埼玉市民オンブズマン・ネットワークは、令和3年10月1日付けで、清水 勇人さいたま市長に、消防団への協力金に関する公開質問書を提出し、令和3年10月21日付けで以下の回答を受理しました。

さいたま市は、消防団本部において、消防分団は、自治会からの協力金を受領しないことを確認しました。(消総消活第1270号、令和3年10月21日)

さいたま市記者クラブで記者会見を行い、毎日新聞、東京新聞及び埼玉新聞に報道されました。

埼玉市民オンブズマン・ネットワークは、埼玉県内の本件の実態調査を行うべく、別紙の調査票を準備いたしましたので、ご記載後、2月28日(月)までに調査票をメール添付で返信をお願いいたします。

また、回答用紙の電子版(ワード版)を用いてご回答なされる場合には、本会事務局(メールアドレス：k.munakata.8844@gmail.com までご連絡いただければ、回答用紙の電子版(ワード版)をメール送信いたします。

調査票結果は、集計後、本会の公式ホームページに掲載するとともに、記者会見で、調査内容を発表いたします。

なお、ご回答がない場合、「無回答」として市町村名を公表いたしますことを申し添えます。

(別紙)

調査票回答先(本会事務局)メールアドレス k.munakata.8844@gmail.com

消防分団への協力金(寄付金)に関するアンケート調査票

回答自治体名 _____ 市・町・村

担当部署・連絡先・ご担当

メールアドレス： [_____]

アンケート調査項目

調査法：該当する部分にしをつけてください

該当する場合、協力金等の総額(年)を記入してください。

1 現在、自治会(町内会)等から協力金等(寄付金・後援会費等)を受け取っていますか？

受け取っていない。 受け取っている。 把握していない。

協力金等の総額(年)
└──────────┘
円)

- 2 消防団への協力金等の受け取りを違法だとの認識がありましたか？
□違法性を認識していた。 □違法性を認識していない。
- 3 , さいたま市は、令和3年10月21日付で自治会からの協力金等を受領しないことを確認したと発表しましたが、貴自治体は同様の問題について対応をご回答ください。
□今後、受け取らないようにする □今後も受け取るようにする。
- 4 , その他、ご意見があれば、ご記載願います。

アンケートへのご協力ありがとうございました。